

●香川県告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年3月24日から同年4月14日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 高松香川線（280号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市太田上町字今原374番7 地先から 高松市太田上町字高洲346番4 地先まで	12.9～15.7	65	平成16年香川県告示第756号 で変更した区域及び平成28年 香川県告示第197号で変更し た区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成29年3月25日